

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 7 月 2 日

【会社名】 飛鳥建設株式会社

【英訳名】 TOBISHIMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 乗 京 正 弘

【本店の所在の場所】 東京都港区港南 1 丁目 8 番15号

【電話番号】 03(6455)8300

【事務連絡者氏名】 総務部長 早 坂 茂 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南 1 丁目 8 番15号

【電話番号】 03(6455)8300

【事務連絡者氏名】 総務部長 早 坂 茂 雄

【縦覧に供する場所】 飛鳥建設株式会社 横浜営業所
(横浜市中区山下町162番地 1)
飛鳥建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦 1 丁目 5 番11号)
飛鳥建設株式会社 大阪支店
(大阪市中央区道修町 3 丁目 4 番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき50円

配当総額 962,221,500円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

役付取締役に関する条文から取締役名誉会長、取締役副会長および取締役相談役を削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、乗京正弘、中出裕康、伊藤淳、寺嶋安雄、荒尾拓司、佐藤新一郎、相原敬、松田美智子を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、萩迫隆を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、半場秀を選任する。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）を導入し、信託を通じて（当社が3事業年度ごとに120百万円を上限に拠出する資金を原資として信託が当社株式を取得）、役員株式給付規程に基づき付与されるポイントに応じた当社株式等をその退任時に支給する。

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を減額して年額260百万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	108,117	2,995	0	(注)1	可決 96.35
第2号議案 定款一部変更の件	109,990	1,120	0	(注)2	可決 98.02
第3号議案 取締役8名選任の件					
乗 京 正 弘	107,855	3,254	0	(注)3	可決 96.12
中 出 裕 康	107,827	3,282	0		可決 96.09
伊 藤 淳	107,806	3,303	0		可決 96.07
寺 嶋 安 雄	108,199	2,910	0		可決 96.42
荒 尾 拓 司	109,882	1,227	0		可決 97.92
佐 藤 新一郎	109,889	1,220	0		可決 97.93
相 原 敬	108,173	2,936	0		可決 96.40
松 田 美智子	109,764	1,345	0		可決 97.82
第4号議案 監査役1名選任の件	109,469	1,637	0		可決 97.56
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	88,937	22,194	0		可決 79.24
第6号議案 取締役に対する業績連動 型株式報酬制度導入の件	109,097	2,028	0	(注)1	可決 97.21
第7号議案 取締役の報酬額改定の件	109,678	1,453	0		可決 97.72

- (注)1 第1号議案、第6号議案及び第7号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3 第3号議案、第4号議案及び第5号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認のできたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。

以 上